

## 学長の選考及び任期等に関する学内規程の整備について（案）

### 1 概要

令和3年4月から1法人2大学となり、学長を理事長と別に任命する大学に移行したことに伴い、新たに県立広島大学の学長（以下「学長」という。）の選考及び任期等に関する学内規程を次のとおり整備する。

### 2 新たに制定する学内規程

#### ① 県立広島大学学長選考会議規程

…【別紙①】

趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第2項に規定する県立広島大学に置く学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の運営等に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの</li> </ul>
主な内容	<p>[審議事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学長の選考，任期，解任に関すること</li> <li>その他学長選考会議の運営に関し必要な事項</li> </ul> <p>[議長]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議長は委員の互選により定める</li> <li>議長に事故等があるときは，あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する</li> </ul> <p>[議事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学長選考会議は，委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない</li> <li>学長選考会議の議事は，出席した委員の過半数で決する</li> <li>過半数で決しなかった場合は，議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める</li> </ul> <p>《論点》</p> <p>従前では議長は可否同数のときのみ議決権を行使できることとしていたが，初めから議決権を行使できることとし，出席委員の過半数で議決するものとする。なお，可否同数など過半数に満たなかった場合について，議決方法を議長が選考会議に諮って定めることができるよう，規定に盛り込む。</p> <p>【理由】</p> <p>委員総数6名という少数においては，議長に最初から議決権の行使を認める方が適切と考える。</p>
施行日	令和4年10月3日（予定）

- ② 県立広島大学学長選考規程 …【別紙②】
- ③ 県立広島大学学長選考規程施行細則 …【別紙③】

趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款第11条第9項及び第13条第2項の規定に基づき、学長の候補者の選考、学長の任期及び解任手続等に関し、必要な事項を定めるもの</li> </ul>
主な内容 (選考方法)	<p>[選考の基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する</li> </ul> <p>[学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦]</p> <p>1 選考対象者を推薦できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経営審議会又は県立広島大学教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）は、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができる</li> <li>広島県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員を除く。）は、15名以上の連署により、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができる</li> </ol> <p>2 推薦に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>推薦書及び推薦者名簿（1②により推薦する場合） ※推薦書は公表される</li> <li>同意書</li> </ol> <p>[選考対象者として推薦された者（以下「被推薦者」という。）による書類の提出]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>所信表明書</li> <li>履歴書 ※所信表明書及び履歴書は公表される</li> </ol> <p>[学長候補者の選考に係る意見の提出]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）は、学長選考会議の求めに応じて、書面により、意見を提出することができる</li> </ul> <p>[学長候補者の選考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要書類が提出された後、学長選考会議において書類による審査を経て、必要に応じて、面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する ※面接記録については、公表される</li> </ul> <p>[学長の任期]</p> <p>《論点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4年（再任可。再任された場合の任期2年）</li> </ul> <p>【理由】</p> <p>1法人2大学化後の最初の学長の任期は2年となっているが、学長の所信を具現化していくには2年では短いと考える。</p>
施行日	令和4年10月3日（予定）